平成２８年（フ）第３８１号
札幌市中央区南14条西７丁目１番42号　サウス147―401号
債務者　山本　耕平
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８２号
札幌市白石区北郷４条６丁目２番２号　ノースコート101号
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９５号
札幌市中央区南14条西１丁目２番22―1008号
債務者　大道　光代
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９７号
札幌市清田区清田３条１丁目４番20号　グループホーム　アルルひかり
債務者　秋葉　秀一
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
岩手県二戸市福岡字杉中14番地６　コーポ戸澤Ⅲ102号
債務者　田中舘和樹
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第４号
岩手県二戸市福岡字杉中14番地６　コーポ戸澤Ⅲ102号
債務者　田中舘弥生
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第３２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩下883番地１
債務者　渡邉　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
群馬県伊勢崎市稲荷町525番地１　メディス伊勢崎
債務者　沖田　清道
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
岐阜県多治見市京町６丁目70番地の28　京町ハイツ101
債務者　尹賀　明美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第８号
三重県南牟婁郡紀宝町北桧杖90番地　有料老人ホーム宝寿園、住民票上の住所三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1486番地２　港ヶ丘荘15号
債務者　間所　幸代
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第１６７号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町88番地３　セレーノ祥豊102号
債務者　栗田美由紀（旧姓船木）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
京都市西京区川島寺田町８番地　ラ・デューラングエルベ106、住民票上の住所京都市西京区川島粟田町18番地24
債務者　野々口昭子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
京都市山科区音羽初田町17番地16
債務者　岡田　辰雄
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
京都府木津川市南加茂台１丁目８番地10
債務者　今中　菜摘
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
大阪府松原市高見の里１丁目10番３―103号
債務者　守田　真二
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番30―101号、前住所大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目516番地の１―205号
債務者　𠮷村　正靖
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
大阪府富田林市錦織南１丁目３番46号―104
債務者　植木　正治
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係